

企画競争実施の公示

令和3年1月27日

分任支出負担行為担当官中部地方整備局
蓮ダム管理所長 鈴木 明

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

令和3年度 蓮ダム事業広報支援業務

(2) 業務内容 本業務は、蓮ダムの必要性、重要性、効果について地域住民に理解を得るとともに、流域の交流・連携の促進を図り、流域全体を考えたダム管理事業の遂行へと導くことを目的とし、広報業務に対する支援を行うものである。

(3) 予定履行期間

契約締結の翌日～令和4年3月31日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和1・2・3年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 企画提案書等の提出期限から見積決定日までの期間に中部地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く）でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 業務実績（企業・配置予定管理技術者）に関する要件
企画提案参加希望者は、中部地方整備局管内で平成23年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和2年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有していること。

同種業務：事業広報誌作成業務かつホームページ更新

※ 上記業務は同一業務でなくてもよい。

類似業務：事業広報誌作成業務

（注）同種・類似実績については、国の機関、都道府県、市町村、特殊法人（注1）が発注した業務を実績とする。

注1）特殊法人等とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（最終改正平成二十八年十二月二十六日政令第三百九十六号）」第一条に示す、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡

高速道路株式会社、沖縄科学技術大学院大学学園、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条から第4条に示す独立行政法人を含む）に加え、国土交通省所管のその他独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒515-1615 三重県松阪市飯高町森1 8 1 0－1 1

中部地方整備局 蓮ダム管理所 総務係

電話：0598-45-0371

F A X：0598-45-0343

電子メール：cbr-keihachi@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和3年1月27日から令和3年2月16日まで、(1)に同じ。

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和3年2月16日16時00分 (1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）、電子メールによること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリング実施

令和3年2月18日09時00分～令和3年2月19日17時00分

中部地方整備局 蓮ダム管理所 松阪分室

4. その他

(1) 本見積に係る見積決定及び契約締結の条件は、令和3年度の予算が成立し、予算示達がされた場合とする。

(2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(4) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。なお、提案者の提案内容によっては、特定する者が存在しないこともある。

(5) その他の詳細は説明書による。